

介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

介護予防訪問リハビリテーション利用料（1割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（20分1回）	298
サービス提供体制強化加算（I） ※1	6
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	608
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 30
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※3	介護サービス費の100分の15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	200

介護予防訪問リハビリテーション利用料（2割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（20分1回）	596
サービス提供体制強化加算（I） ※1	12
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	1,216
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 60
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※3	介護サービス費の100分の15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	400

介護予防訪問リハビリテーション利用料（3割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（20分1回）	894
サービス提供体制強化加算（I） ※1	18
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	1,824
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 90
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※3	介護サービス費の100分の15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	600

【別表 - 1の利用料項目※1～4の内約】

- ※1 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供するリハビリテーション専門職のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合に算定します。
- ※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1回につき減算します。
- ※3 厚生労働大臣が定める特別地域に所在する事業所が訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。1月の介護サービス費の合計の100分の15に相当する額が「特別地域訪問リハビリテーション加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 退院(所)日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週に概ね2日以上、20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。